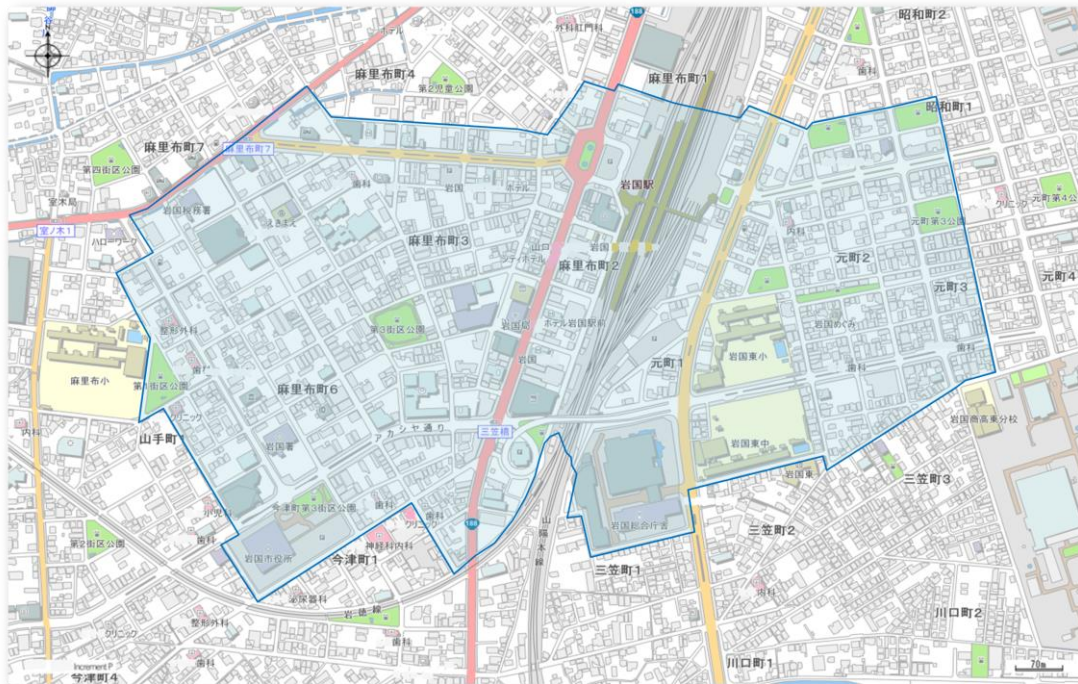


まちなか再生事業助成金

- 中心市街地内にある空き店舗などの遊休不動産や既存店舗を多角的な手法により、魅力ある店舗施設として再生し、中心市街地の活性化とにぎわいを創出する。
(第2期 岩国市中心市街地活性化基本計画 掲載事業)

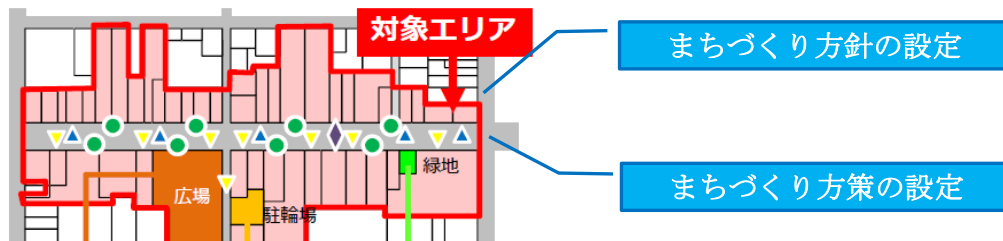
【第2期 岩国市中心市街地活性化基本計画（令和2年2月策定）】

- ・計画期間 令和2年4月～令和7年3月
- ・基本テーマ 「みんなが考え、みんなが進める、みんなに優しいまちづくり」
- ・基本方針 ①共通の将来像に向けた多様な主体による「能動的な」まちづくり
②まちなか再生と安定した事業継続による「持続的な」まちづくり
③多世代・多文化交流と高質な住環境による「快適な」まちづくり
- ・計画区域 約79ha



【地域参加型まちづくり推進地区】

- ・不動産所有者や事業者など まちづくり関係者が「自発的なまちづくり」として、地域の実情・ニーズに応じたまちづくりの整備、活動方針や方策、ルールなどを設定し、推進する地区。
- ⇒ 各種助成制度の嵩上措置をすることで、支援する。



【にぎわい創出業】

- ・小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業

空き店舗活用助成事業（家賃補助）

◎空き店舗を活用して事業を開始する人に対する家賃の助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本標準産業分類）

助成率・助成期間・助成上限額

	助成率	助成期間	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/3	6ヶ月	20万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/3	1年	40万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	1年	60万円

※営業日は、必ず昼の営業をすること。（8：00-20：00の間で11：00-13：00を含む6時間以上）

※過去に家賃補助を受けた者、関係者及び親族等からの賃借を除く。

※市が指定する創業セミナーを受講すること。

※事業を開始して1年を経過していないこと。

空き店舗活用助成事業（店舗改修）

◎空き店舗を活用して事業を開始する人又は事業を開始して1年を経過しない人に対する改修費の助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本産業分類）

対象工事：店舗の魅力（雰囲気）を向上させる改修
天井・壁クロス、床シート貼替、ファサード（看板を含む）工事
設備機器はエアコン、照明、トイレに限る。（厨房機器など専門機器は対象外）
備品は対象外

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	50万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/2	75万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	100万円

※営業日は、必ず昼の営業をすること。（8：00-20：00の間で11：00-13：00を含む6時間以上）

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改修すること。（関係者及び親族等による改修を除く。）

まちなか店舗魅力向上助成事業

◎**既存事業者**（3年以上継続）による店舗の魅力を向上させるための改修に対する助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本産業分類）

対象工事：店舗の魅力（雰囲気）を向上させる改修
天井・壁クロス、床シート貼替、ファサード（看板を含む）工事
設備機器はエアコン、照明、トイレに限る。（厨房機器など専門機器は対象外）
備品は対象外

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	50万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/2	75万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	100万円

※営業日は、必ず昼の営業をすること。（8：00-20：00の間で11：00-13：00を含む6時間以上）

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改修すること。（関係者及び親族等による改修を除く。）

まちなかりノベーション助成事業

◎**不動産所有者**による遊休不動産の有効活用を図るための改築に対する助成

対象不動産（従前）：空き店舗、空ビル（3ヶ月以上）

対象業種：にぎわい創出業
ただし、2階以上の店舗については、
卸売業、情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉
学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業も可

対象工事：店舗の改築に係る工事全般（設備機器、備品は建物に附属するものに限る。）

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	100万円
地域参加型まちづくり推進地区	1/2	200万円

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改築すること。（関係者及び親族等による改築を除く。）

まちなか商業施設等建築促進助成事業

◎**不動産所有者**によるにぎわいを創出する商業施設等の建築に対する助成

対象不動産：新築（建替を含む）された商業施設等建物

対象業種：にぎわい創出業

ただし、2階以上の店舗については、
卸売業、情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉
学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業も可

助成額：新築（建替を含む）された建物の固定資産税及び都市計画税相当額

助成期間・助成上限額

	助成期間	助成上限額
通常地区	1年間	なし
地域参加型まちづくり推進地区	3年間	なし

※当該建物の建設に関し、国や地方公共団体等の補助を受けていないこと。
※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。
※市内業者により建築すること。（関係者及び親族等による建築を除く。）

【従前建物の解体を伴う場合は、解体費に対しても助成】

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
鉄筋コンクリート造	1/3	50万円
その他	1/3	30万円

※市内業者により解体すること。（関係者及び親族等による解体を除く。）

【問い合わせ】

岩国市 都市開発部 中心市街地整備課 活性化推進班

TEL 0827-29-5105